

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良事業計画を変更すること
を適当と決定した件 五二
- 保安林の指定を解除する予定であ
る旨通知があった件二件 五二
- 保安林の指定を解除する予定であ
る件 五二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証
の申請があった件三件 五三
- 肥料の登録の有効期間を更新した
件 五三
- 土地改良区の清算人が就任した旨
届出があった件 五三
- 都市計画法により公聴会を開催す
る件 五三
- 落札者を決定した件 五三

告 示

福島県告示第六百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、南相馬市が大畑地区基盤整備促進事業(農業用排水施設)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
平成二十二年十月二十日から
同 年十一月八日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市田人町旅人字唐沢一四八の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第六百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の六六五、一四一の六六六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第六百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の六六五、一四一の六六六
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
農道用地とするため

(治山対策課)

公 告

公告第三百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会
- 三 代表者の氏名
本多 勉
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市黒岩字田部屋五十三番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、レクリエーションの総合的な普及振興を図り、県民の福祉向上と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人フッ素ホウ素処理協会
- 三 代表者の氏名
播本 匡慶
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市上野寺字西原四十二番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、フッ素・ホウ素取り扱い事業者と自然環境に対して、フッ素・ホウ素処理と除去に関する事業を行い、環境保全と維持に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人はなみずき
- 三 代表者の氏名
竹田 和加子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯坂町平野字北ノ内屋敷三番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持った人達が地域に出て生活をするにあたり、安心して暮らせる環境作りの手助けをするため、障害者ひとりひとりの希望に合った生活の場や就労の場を提供し、福祉の推進と障害者の生活の向上を図ることを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 種類名	保証成分量 (%)				その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	ケイ素全量				
2	炭酸カルシウム肥料	53.0	—	—	53.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	旭鉦末株式会社	東京都台東区上野桜木一丁目13番地2号	平成28年7月31日
201	なたね油かす及びその粉末	4.5	4.5	2.0	1.0	該当事項なし	五十嵐 泉子	福島県河沼郡会津坂下町字市中新町甲3815番	平成28年9月13日

(農業総合センター)

地1

公告第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
国見町土地改良区

就任した役員

役割 氏名

住所

清算人	小西 春男	伊達郡国見町大字藤田字南七三番地
	佐久間 真一	同 町大字森山字中島一〇番地イ
	高橋 豊壽	同 町大字鳥取字堰下七番地
	穴戸 祐安	同 町大字石母田字樋口三五番地
	佐野 武光	同 町大字徳江字佐野台一三番地
	吉田 國一	同 町大字貝田字中ノ町二番地一
	渡邊 善男	同 町大字高城字田中二番地
	鈴木 正夫	同 町大字西大枝字牛沢三番地

(農村計画課)

公告第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、いわき都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十二年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十二年十一月九日(火) 午後六時三十分から

場所 いわき市平字梅本二十一番地 いわき市役所第八会議室

二 公聴会の案件

いわき都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十二年十一月二日(火)までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村、福島県土木部都市総室都市計画課又は福島

県いわき建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課、いわき市四倉支所経済土木課及びいわき市久之浜・大久支所において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課又はいわき市都市建設部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成22年10月19日付け福島県報に登載された「いわき都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成 年 月 日

福島県知事

公述申出人

住 所

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4版の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書のこと。

(都市計画課)

公告第352号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年10月19日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 婦人検診車 1台

(2) 胃部用検診車 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
平成22年 9 月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)に掲げる物品等 コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
(2) 1の(2)に掲げる物品等 日立メデイコ株式会社 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- 5 落札金額
(1) 1の(1)に掲げる物品等 45,570,000円
(2) 1の(2)に掲げる物品等 49,245,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年 8 月20日

(入札用度課)